

地方創生のための「里海」の意義と グローバル・サステナビリティ

仲上 健一

The meaning of “SATOUMI” towards Regional Revitalization and Global Sustainability

Ken'ichi NAKAGAMI

Abstract

The total population of Japan has turned to decrease in 2015 census, the ratio of Tokyo metropolitan area increase to 28.4%, the rural area has decrease to 82.4% (1,416towns/1,719towns) on one side of town. These trends will continue from now, we should seek a solution to the new viewpoint and strategy for regional revitalization. In order to recover and sustain its unparalleled values, rebuilding a sound environmental policy system from top to bottom is highly required. The ecosystem services and their monetary values are also estimated due to their powerful roles in representing human-coastal zone relationship and supporting sustainability of a “SATOUMI” system. The Japanese term “SATOUMI” inspires us to pursue sound coastal zone governance by taking sustainable development into consideration with “Establishment of SATOUMI in the coastal sea”.

This paper examined the possibility and sustainability towards regional revitalization through case studies Shizugawa Bay and Tsushima island. Shizugawa Bay (Minami sanriku cho, Miyagi Pref.) which is known as one of famous SATOUMI sites, destroyed the fishermen and damage to their ships when the Great East Japan Earthquake occurred in March, 2011, and Tsushima island (Tsushima city, Nagasaki Pref.) which is an isolated border island for seeking the possibility towards regional revitalization. Finally, the effect of the global sustainability related economic policy on regional revitalization was emphasized.

はじめに

平成 27 年国勢調査人口速報集計結果（総務省、2016 年）は、地方創生論に新たな材料を提供するものであり、日本における 1920 年（大正 9 年）の国勢調査開始以来、総人口で初めての人口が減少したという現実を我々に突きつけた。さらに人口構造の特色として留意すべきことは、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の人口は 3,613 万人となり全国の 28.4% を占め、かつここ 5 年間で 51 万人が増加し、一方では、全国 1,719 市町村のうち、1,416 市町村（82.4%）で人口が減少し、かつ 5%

以上減少した市町村の割合が約半数（48.2%）に拡大したことである。このような人口の趨勢が続くならば、地方創生の論点は従来型の人口減少・超高齢化現象に対処した方策を見出すだけでは不十分であり、活路を見出すためのパラダイム転換のための新たな視点と戦略が必要となる。本論では、地方の厳しい現状に立脚し、東日本大震災で壊滅的被害に遭遇した宮城県南三陸町志津川湾及び地方の典型例である離島・長崎県対馬市について「里海」を基本とした、地方創生の可能性について考察する。さらに、日本のアジア展開の拠点である九州経済圏の現状に触れつつグローバル・サステナビリティという視

点で日本の地方創生に対する経済政策を展望したい。

1. 地方創生の論点

1.1. 地方創生の系譜

人口・資本が東京に一極集中することに対する抑制方策として、1992年に「国会等の移転に関する法律（平成四年十二月二十四日法律第九号）」が成立し、首都機能の分散・移転に関する議論が国会および地方公共団体において活発化したが、移転先候補地も選定される中、最終的には結論を見ず鎮静化されるに至った。政府が2016年3月22日、国の機関の地方移転を巡って、文化庁を京都府に全面的に移転することを柱とした基本方針を決定したことは、この流れをくむものであるが、地方創生という新しい波での方策としてみるができる。

戦後の国土復興から立ち上がり、経済成長を推進するために1962年10月5日に策定された第一次全国総合開発計画は、一貫して地域間の均衡ある発展を目指して様々な施策が展開された。しかしながら、計画策定から54年経過した今日においても、都市との地方との格差はますます拡大しつつあるのが実情である。それぞれの計画名称、閣議決定日および基本目標を整理すると、全国総合開発計画（昭和37年10月5日；地域間の均衡ある発展）、新全国総合開発計画（昭和44年5月30日；豊かな環境の創造）、第三次全国総合開発計画（昭和52年11月4日；人間居住の総合的環境の整備）、第四次全国総合開発計画（昭和62年6月30日；多極分散型国土の構築）である。第四次全国総合開発計画においては、昭和61年度から平成12年度で約1,000兆円程度（昭和55年価格）が投資された（国土交通省（2016））。

全国総合開発計画における基本目標である「地域間の均衡ある発展」のために、多額の公共投資が実行され目標達成が追及されてきたが、その困難性ととも、理念の曖昧性のもとに21世紀の政策目標となりえなかった。すなわち、地方にとっての経済発展戦略は「地方にいま問われているのは、「国土の均衡ある発展」という呪縛から解き放れそのような新たな理念のもとで地域自立の枠組みを自らつくり上げていくことだろう。」（伊藤敏安（2003））という、地方の都市への依存体質からの脱却という反省概念で総括されるであろう。

だが現実の財政状況・政策実践状況を見るならば地方の都市への依存体質の脱却は困難であり、新たな基本

目標の設定を検討せざるを得ないのである。

国土総合開発法は2005年に抜本的に改正され国土形成計画法となり、1950年の同法制定に始まる全国総合開発計画の歴史には一応の区切りがついた（小山陽一郎（2011））。21世紀の国土のグランドデザイン（平成10年3月31日；多軸型国土構造形成の基礎づくり）では、国土の開発方式を「参加と連携」として、多様な主体の参加と地域連携による国土づくりのための4つの戦略として、1 多自然居住地域、2 大都市のリノベーション、3 地域連携軸、4 広域国際交流圏を設定した。従来の全国総合開発計画とは異なり、投資総額を示さず、投資の重点化、効率化の方向を提示するという柔軟な方式であった（国土交通省（2016））。

新方式に基づく新たな柔軟な国土開発のもとでも地方の人口減少は加速化された。内閣府（2015a）の『地域の経済2014』によれば、「地方（3大都市圏を除く地域、以下同じ）において人口が増加した市町村をみると、人口が増加した市町村の割合は、1995年度には全団体の約3割となっていたが、その後低下傾向となり、2013年には約1割（1,256団体中148団体、11.8%）となっている。」と地方の惨状は加速化傾向にあるのが実情である。この傾向は、漁村地区においてはさらに深刻であり、水産庁（2011）は、「漁村は全国平均と比べ高齢化率が高く、漁家率の高い集落ほど人口の減少率が高い。」と指摘している。国勢調査始まって以来の人口減少が現実化した今日において、このような傾向は今後ますます顕著になることが想定される。しかしながら、地方においても人口増加した地区も存在し、地域資源の有効な活用をもとに地方創生を目指していることがうかがえる。地方における人口増加地区の人口動向と活性化に向けた取組として、次の4点が指摘されている（内閣府（2015a））。

- ①地方において人口が増加した市町村をみると、人口規模10万人超の産業の拠点等が所在する都市と、その周辺の市町村が多い
- ②こうした市町村では、周辺に比べ有効求人倍率や世帯主の正規雇用比率が高く、また、子育て世代の人口割合が高くなっている場合が多い
- ③地方において人口増加を目指すためには、良好で安定した雇用環境の実現、子育て支援策の充実等が重要
- ④条件不利地域等において活性化の取組を進める団体

の中に、人口動向が改善した団体がある。これらの団体では、総じて人口の社会増減率の改善の寄与が大きく、観光業や一次産品の加工販売など地域の自然環境を活かした取組の効果がみられる

地方における条件不利地域等において人口動向に改善のみられた町村における社会増のための創意工夫（観光資源・地元の一次産品・ICT インフラ+事業所誘致・児童、生徒を呼び込み等）の存在が、有効な効果を発揮しているのである。

2014年5月に発表された、「日本創成会議」（日本創成会議・人口減少問題検討分科会（2014））による「消滅可能性都市」の予測は、日本の地方のあり方のみならず都市の未来のあり方に一石を投じた。日本における地方創生の推進は、人口減少・超高齢化現象が現実化する今日において、政治的課題であるとともに経済政策的課題である。

平成27年国勢調査人口速報集計結果（総務省、2016年）は、1920年（大正9年）の調査開始以来、初めての減少を示し、「消滅可能性都市」の現実性を認識させた。このことは、地方創生を人口という要素を基軸に論じることの厳しさを示すとともに、地域のあり方を基本とした長期的展望とともに、国内的解決を越えたグローバルな視野での政策展開による模索の重要性を示唆している。

1.2. 全国知事会における地方創生宣言

2014年9月3日に発足した第2次安倍改造内閣において、地方創生担当大臣が任命された。「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）に基づき、日本全体の人口の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成26年12月27日閣議決定）および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）が策定された（閣議決定（2015））。これを踏まえ、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）は、東京一極集中化で活力を失った地域の状況を踏まえて、将来にわたって「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図ることをめざした一連の施策が提示された。地方創生の深化に向けた政策の推進の概要は以下のとおりである。

1. 地方に仕事を作り、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

これらの方策に対して、情報支援・人的支援・財政支援・広報周知活動等の支援策が盛り込まれている。「日本型 CCRC（Continuing Care Retirement Community）構想」等の新しいアイデアがあるものの、従来から提案された地域再生案の再体系化であり、ますます加速化する人口減少化・超高齢化傾向に対する有効性への検証は乏しいと言わざるを得ない。

政府の地方創生政策に呼応して、全国知事会は、「地方創生宣言～日本創成に向けて～」を2015年7月29日に発表し、「地方創生行動」リストとともに、行動に対応する各都道府県の具体的施策課題を整理し、2015年11月には、「地方創生行動」リストを策定した。行動リストは都道府県が作成中の総合戦略から代表的なものをピックアップし、約200項目が列挙され、主要な行動^{（注1）}は、今日の地方自治体において成果をあげつつある施策のインベントリーであり、これらの施策を推進することは重要であるが、斬新な発想の提案も必要であろう（全国知事会（2015））。行動リストは、政府の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」と軌を一にするものであるが、内容は従来の取り組みを踏襲しているものであり、現実化した「地方の人口減少・超高齢化や東京一極集中の打破」に対して実効性ある有効策の提案というには乏しいものである。論点としては、都市と地方という枠組みでのアイデアの提案であり、これらの行動リストは、これまでそれぞれの地方自治体において努力されてきたものであるが、その努力の結果として、厳しい実態が現実化したのである。行動リスト実現のために、2016年度予算で創設される新型交付金を含め十分な財政支援が予定されているが、重要業績評価指標（KPI（Key Performance Indicators））のもとで、厳しい評価が実施されることによる、計画実現の困難性も予測される。

日本の総人口は、今後、長期の人口減少過程に入り、平成38（2026）年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、平成60（2048）年には9,913万人となり、平成72（2060）年には8,674万人、2110年には4,286万人になると推計されている（内閣府（2015b））。このよ

うな趨勢のもとで、人口減少を食い止め、経済を再活性化するという方向性の追求は、個別的にはありえても全体的にはあり得ないものである。もし、人口維持・増加に固執するならば、観光客（国内外）の誘致、移民政策の大胆な転換が議論されなければならない。今の時点で考えるべきは、来るべき50年後の日本総人口8,000万人に対する計画志向の転換、産業構造の転換をはじめ、計画目標の再設定を図ることであろう。例えば、地方創生のキーワードを「地方・都市→地域・世界、人口・経済→資源・環境」と基本概念を転換し、ひろくグローバル化の視点で地方を見つめなおし、一方では地域の資源を生態系サービスという視点で地方の視点でなく国の視点で再評価することが重要である。

1.3. 生態系サービスとサステナビリティ創造

地方再生の政策論議を深めるためには、国土の価値に関する総合的評価が必要である。日本の国土及び環境の経済的価値を測定する方式のひとつとして、生態系サービス評価がある。ミレニアム生態系評価では生態系サービスを次の4種類に分類する（Millennium Ecosystem Assessment (2007)）。すなわち、供給サービス－食糧・水・木材などの提供、調整サービス－気候維持・洪水予防・廃棄物分解など、文化的サービス－レクリエーション・精神的な恩恵、基盤サービス－栄養塩循環・光合成などである。

Robert Costanza et al. (1997) は、地球の17種の生態系サービスの現在価値を33兆US\$/年と推定した。この試みは、その後改良され精緻化されつつあるが、生態系サービスの経済的価値を示した意味は大きい。もちろん、生態系サービスの経済的価値は絶対的なものでなく、歴史的・文化的状況の下で変化する。例えば、林野庁（2000）による森林の公益的機能の推定評価額（単位：百億円/年）は、1972年：約1,282、1991年：約3,920、2000年：約7,499と変化している。2000年の推定額の内訳は、水源涵養機能：約2,712、土砂流出防止機能：約2,826、土砂崩壊防止機能：約844、保健休養機能：約225、野生鳥獣保護機能：約378、大気保全機能：約514である。1972年から2000年に国土とくに森林の状況は大きく変化し、推定評価額は5.85倍に増加した。このように、自然資源に対する評価は、今後ますます高くなる可能性が強い。

海洋国家である日本の漁村地域は人口減少・超高齢化

は深刻な状況にある。もはや、沿岸海域を漁民だけで維持することは不可能であり、今や漁民は人口比で国民の0.2%という状況である。海洋および沿岸海域を維持保全するためには、地域住民と協同する「里海」（瀬戸内海研究会議（2007））の概念の実装化が有効であろう。里海は、「人手が加わることで生物多様性と生産性が高くなった沿岸海域」と柳哲雄（1998）により規定され、日本の自然資源である地域資源を「里山・里海の自然・人的資源を賢明に利用し、地産池消により、商品の運搬コストと炭素排出量を可能な限り少なくして、自然としても社会としても持続可能な世界の実現を目指すことこそ、有限の地球のあるべき将来の姿だろう。」と指摘している（柳哲雄（2016））。

里海の代表的な例として知られている宮城県南三陸町の志津川湾の事例について検討したい。志津川湾は、長年にわたり持続的な漁業が行われてきた地域であるが、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（仙台市の東方沖70km付近の太平洋（三陸沖）の海底、深さ約24kmを震源、マグニチュードMw9.0）により、大半の漁業者が漁船の損害などの被害を受けた^(注2)（小松輝久他、（2014））。

2011年の東日本大震災で養殖施設に壊滅的な被害が出た、宮城県漁業協同組合・気仙沼総合支所の傘下に属する「志津川支所」の組合員を対象に被害の状況とともに、復興の状況においてこの惨状からの回復とともに、将来への展望を切り拓く後継者の課題は重要である。「志津川支所」の組合員を対象に行ったアンケート調査によると、「（後継者は）もういる」が最も多く、「（後継者の）予定あり」とあわせると半数近くになっており、「探している」という回答も少なくないことは特筆される結果である（吉岡他（2015））。全国的に見れば縮小傾向にある漁業活動の現況を踏まえると、後継者については「自分の代で終わる」ということを示す「もういない」の回答が相当多くなるが通常であり、南三陸町は東日本大震災以後、宮城県内でも上位に位置する人口減少率（13.27%）地域であるが、回答結果は、壊滅的な漁業被害を受けながらも、後継者を得る過程で持続可能な漁業を模索する作業が始まっている。東日本大震災という1,000年に一度という壊滅的被害にあいながら、漁業の持続可能な在り方が改めて問い直されているのである。例えば、志津川湾南部のカキ養殖場が、2016年3月30日国際機関の水産養殖管理協会（ASC）の国際認証を

日本で初めて取得した（読売新聞（2016年3月31日））。これは震災後、環境に配慮した養殖場になったことが評価されたためであろう。このような、現状を打開するためには、ローカルな努力とともに、グローバルな活動も有効な方策である。

漁業の在り方を里海という視点でとらえた場合、志津川湾を支える漁民の漁業に対する永続的意思とともに周辺の地域住民の志津川湾に対する愛着度も重要な要素である。志津川湾に対する愛着に関する行動意欲に関しては、沿岸エリアをより良くするために時間や努力を費やしてもよいと考えている回答者は全体の13%、金銭的な貢献をしてもよいと考えている回答者は16%であった。また、沿岸エリアに愛着を感じていた回答者は全体の13%であった（Sakurai et al. 2016）。沿岸エリアを良くするための保全意欲や金銭的な貢献をする意欲を持っている回答者は全体の1割程度、また沿岸エリアに愛着を持っている人も約1割と、このような意識・意欲を持っている住民は限定的であることが明らかになった（図-1）（仲上健一他（2016）、Sakurai 他（2016））。愛着度の意識は、沿岸との距離との関連性が高いが、里海概念で、単なる距離との相関でなく、図-2に示すように、活動の場を広げるとともに、活動の主体をどのように形成するかが重要である（環境省・里海ネット（2016））。そのことにより、多様性が高まり、漁業の発展につながる。

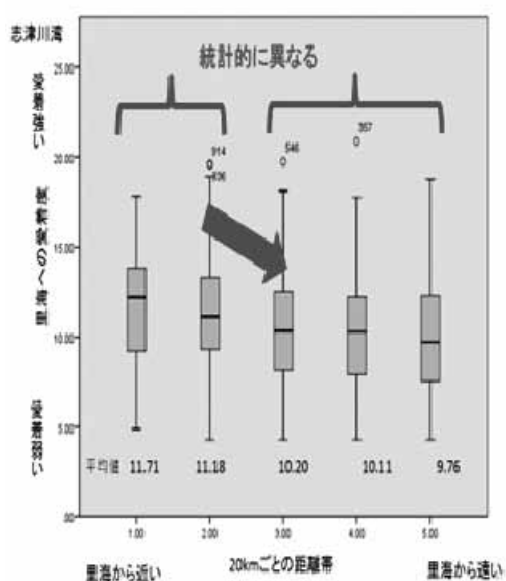


図-1：志津川湾への愛着度
出所：文献20より



図-2：里海を育て、構成する5つの要素
出所：文献22より

国土の総合的価値を評価するとともに、人口減少化が加速化するなかで、地域づくりを目指すためには、多様性と持続性が地域の特性を強化することが基本であり、そのためにはローカルなサステナビリティ創造とともに、地域が世界との関係でどのような意味を有するかを意識したグローバルなサステナビリティ創造が必要である。

2. 地方創生と2066年の未来像の設計

2.1. 地方自治の限界と可能性

地方創生を実現するための第一歩として地方自治の未来図を描くことが求められているが、それぞれの自治体には多くの課題が山積しており、期待される役割と向き合う課題のギャップの拡大に悩まされるのが現実である。例えば、身近な上下水道事業においても、拡張・建設の時代から維持・更新の時代へ突入している。「安全」「強靱」「持続」の観点から平成25年4月に策定された新水道ビジョン（厚生労働省（2015a））は、「困難な環境・状況を克服、水道の理想像の具現化」を目指す指針である。すなわち、国民的最も基盤的要素である水道の維持が地方自治体においてもはや限界性を認識する段階にあるとともに、来るべき将来に向けて新たな可能性を探ることが課題である。

水道統計（厚生労働省（2015b））によれば、平成24年度の水道管路の事故件数は管路事故件数26,666件、給水管事故件数251,377件であり、街中での漏水事故や漏水による陥没事故も日常的に頻発している。現有施

設の更新需要は年間約5,500億円（平成17年度末）と推計されるが、平成30年代にはさらに約1.5倍になり、平成32～37年頃以降は、更新需要が投資額を上回るものと試算される（厚生労働省（2010））。（図-3参照）

このような傾向は、水道事業のみならず全てのインフラストラクチャーにも共通する傾向であり、その財政負担は、地方公共団体に大きな課題となる。社会資本整備とライフサイクルコストに対する考えは、インフラ投資時期には、議論することはあっても、建設完了後に確実に発生する更新費用が長期的にどのような意味を有するものかは考慮されることが少なかった（仲上健一（1998a））。さらに、例えば下水道施設を21世紀において維持更新していくにあたっては、下水道施設を個別施設として現状維持するために管理するのでは不十分であり、面的整備という視点で現状の下水道施設をネットワーク化し、機能効率を高めるとともに、災害に対応することは、世代間の公平を構築するためにも必要である。これらの費用は、維持更新という性格とともに新たな事業展開という側面を有するものであるがその財源はないのが現状である。すなわち、事業の計画・実行において従来の単一目標から転じて多目標の実現のための新しい計画が求められる。さらには、インフラストラクチャー整備においてはほとんど議論されることがなかった文化・情報・国際化の要素をどのように事業に導入するかは、社会資本整備における新たな課題となる。21世紀の社会資本の整備における過程で配慮せざるを得ない要素は、例えば、下水道に限定すれば、下水道の本来の基本的機能に付加して新たな機能が発生することであろう。とくに、21世紀初頭においては大都市地域では、完備の水準に達成する場合、都市の基盤的施設であった下水道が、機能の遂行とともに新たに都市環境を創造

する原動力の可能性を有する。今日の時点でインフラストラクチャーのライフサイクルコストを吟味する役割は、効率的事業運営の手段、省コスト・オリエンティドな技術開発のインセンティブであろう。しかしながら、下水道事業における維持・管理・更新において主要な人件費や情報管理コスト、さらには個別下水道に対応した管理技術の開発コストを低減することは容易ではない。21世紀においては、社会資本としての下水道を都市装置として新たな価値を生み出すためのライフサイクルコスト方式を検討することが必要となろう（仲上健一（1998b））。

将来において、インフラ施設に維持更新が不十分な場合は、生活基盤が崩壊しつつある一方、さらに来るべき大震災等への安全な対応を求められる中で、地方にとっての一番の課題は、これらのインフラ整備を前提とした「住民の「働く場所」であり、「地方の取組を制度面、人的な面で支える」ことであろう（満田誉（2015））。

国家的意味での地方創生事業の最初の質問である、なぜ、「まち・ひと・仕事創生か」という問にして、「東京一極集中を是正し、若い世代の結婚・子育て希望を実現することにより人口減少を克服。」、そのために「地域特性に応じた処方せんが必要」という施策である（内閣官房まち・ひと・仕事創生本部事務局（2015））。

この発想は、現実直面する地方に対しての最善策であり、政府としては最大の支援対応策であり、これまでの国土開発政策で見てきたように、都市・地域の均衡ある発展を基礎としている。地球温暖化対策でいえば、緩和策であるが、トータルとしての人口減少が顕在化しつつある今日においては、緩和策とともに、戦略的適応策が求められるであろう。

2.2. 地方再生の要素 - 環境・国際・教育・観光・科学

平成28年3月29日に平成28年度予算が成立した。本予算によると、地方創生の本格展開等における充実額は、新型交付金（地方創生推進交付金）地方の自主的かつ先駆的な取組を支援する「新型交付金」を創設（+1,000億円）、観光立国の推進（+101億円）である（財務省（2016年））。このほか、地方創生の取組のために地方財政計画に計上する「まち・ひと・しごと創生事業費」として、1兆円計上されている。これは、「地方創生に取り組むために必要な経費を地方財政計画の歳出に計上」、「新規分の財源は、地方の努力により捻出し、財政健全化と地

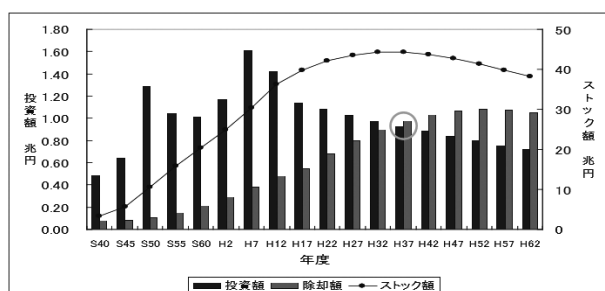


図-3：建設改良に対する投資額と更新需要（除却額）の推移

出所：文献25より

方創生の両立に配慮」である。地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するものであり、支援対象である先導的な事業として、(1)先駆タイプ：官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれている事業、(2)横展開タイプ：先駆的・優良事例の横展開を図る事業、(3)隘路打開タイプ：既存事業の隘路を発見し、打開する事業である（内閣府地方創生推進室（2016））。事業の選定基準として、先駆的事业であることが強調されており、特に、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の要素が原則として、これらの4つの要素が全て含まれることが要件となっている（内閣府地方創生推進室（2016））。

これらの要件は、事業採択の公平性・効率性の観点からは重要な要素であるが、現実性の視点からの検討も必要である。支援対象である先導的な事業は、極めて優れた事業であり失敗例が多い中で、模範になることはありえても、励ましになることは少ない可能性もある。例えば、地方創生に向けた住民参画において、地域づくりの主体としての重要性が高いものの、住民参画の手段としての公民協働にも、「行政の押し付け」、「組織の疲弊」、「地方自治体の財政難」が指摘されており、適正な住民参画のあり方が改めて問われているのである（和田尚久（2015））。

適正な住民参画のあり方は、計画内容そのものも画一的でなく、計画期間も異なっている。また、計画への支援の仕方も異なっている。さらには、地域資源の特性が喪失する中で、計画を立てることは容易でない。

例えば、ふるさと納税（総務省（2007））は、政府から提案された案であり、今日では、個人・企業においても普及しつつあり、その実績は地方公共団体にとっては、課題を残しつつも、歓迎されつつあるが、一方では過当な商品獲得競争状態も生み出している。そのためには、地方創生と結びついた施策や商品の展開が求められる。

地方再生の政策課題は、個別自治体において異なっているが、共通の要素として、環境・国際・教育・観光・科学技術・経済滔滔奥の要素がある。地方創生という視点で、政府の政策及び計画が地方創生に対してどのような取り組みがなされているかを、環境・科学技術に限定して整理する。

環境：第四次環境基本計画（環境省（2012））

- 1) 理念：低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成、その基盤として、「安全」を確保
- 2) 概要：持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、
 - ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境・経済・社会、環境政策分野間の連携）
 - ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化（国益と地球益の双方の視点）
 - ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
 - ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進
- 3) 地方創生の視点の施策：国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- 4) 課題：環境省中央環境審議会（2015）では、第四次環境基本計画における地方創生への取り組みの課題を次のように整理している。すなわち、「地方創生」が国家的な課題となっている中で、地域が抱える経済・社会的な課題の解決にも資する環境施策を進め、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三社会の同時達成を図りつつ、環境・経済・社会が統合的に向上する持続可能な地域づくりを支援していくことが重要である。このためにも、関係府省が連携して、各分野の施策の相乗効果を生み出しつつ、総合的な視点で持続可能な地域づくりやこれを支える人づくりを支援する必要がある。人と自然が共生し、あらゆる資源の健全な循環が保たれた「地域循環共生圏」を実現するためには、相互に影響している「森」、「里」、「川」、「海」を一体と捉え、これらの保全・管理に取り組むことが重要である。」である。

環境基本計画における国土に対する思想は、国土を「森」、「里」、「川」、「海」を一体と捉え、これらの保全・管理に取り組むことであり、保全・管理の評価を人口規

模・経済規模の尺度で図ることなく、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三社会の同時達成という新たな評価指標を創造しようということに意義がある。ここに持続可能な社会実現を達成するための社会的実装の地域資源および人材の存在そのものが評価の対象であり、その評価は行政機関や他者からの評価でなく自律的評価であろう。地方創生という視点では、従来の経済発展モデルからの転換であり、持続可能な社会への道筋が求められる。

科学：第5期科学技術基本計画（閣議決定（2016））

- 1) 理念：①持続的な成長と地域社会の自律的発展、②国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現、③地球規模課題への対応と世界の発展への貢献、④知の資産の持続的創出
- 2) 概要：i) 未来の産業創造と社会変革（「Society 5.0」として強力に推進）、ii) 経済・社会的な課題への対応（課題解決に向けた科学技術イノベーション）、iii) 基盤的な力の強化（若手人材の育成・活躍促進と大学の改革・機能強化）、iv) 人材、知、資金の好循環システムの構築（新しい価値の創出とその社会実装を迅速に進めるためのシステム構築）
- 3) 地方創生の視点の施策：地域主導による自律的・持続的なイノベーションシステム駆動（地域企業の活性化促進など）
- 4) 課題：日本商工会議所（2015）は、“地元主導”の「地方創生クラスター（仮称）」形成への後押しとして、①地域に不足するプロジェクトマネージャーの発掘・育成・マッチング、②大学や大企業等が保有する特許等の有効活用、③希望する地域への国立研究機関等の移転を提言している。

地方再生の方策として中央政府レベルでの政策展開に対応した、独創的な政策展開が求められる。とくに、実現化においては人材育成の基盤装置としての大学の果たす役割は大きいとともに、有為な人材育成の責務がある。例えば、科学技術基本計画等に基づいた地域科学技術イノベーションにおいて、「地方創生」に資する科学技術イノベーションの推進として、文部科学省（2015）は、地域イノベーション・エコシステム形成プログラムを推

進している。本プログラムは、「地域イノベーションの創出に向けた地域主導の優れた構想を効果的に支援するため、大学等の研究段階から事業化に至るまで連続的な展開ができるよう、関係府省の施策と連携して支援するシステムを構築。」である。

地域イノベーションの創出を支援するための社会的枠組みは制度化されつつあるが、地域イノベーションを推進するための原点である地域資源・人材についての発掘という課題は依然として存在する。

3. 地方創生のためのローカルとグローバルの展開

3.1. 長崎県対馬市の構想と実践

日本各地の地方再生のモデルとして、問題構造を独立的にとらえるために島嶼地域が抱える問題を解決することは意味が大きい。対象とする対馬は、沖縄島、佐渡島、奄美大島につぐ日本で3番目の島であり、対馬市長期人口ビジョン（平成27年12月）はピーク時の1960年の69,556人から2060年には10,500人という危機的推計を示した（対馬市（2015a））。

第一次対馬市総合計画後期基本計画（対馬市（2011））では、後期基本計画策定の視点として、1.若者の定住に不可欠な雇用創出を目指して、産業振興の拡大を図る、2.定住人口を維持していくために、生活基盤の安定化を図る、3.課題解決のために、さらなる新たなまちづくりの仕組みを構築する、をうたっている。対馬市の予算（対馬市（2015b））では、歳入306億7,300万円のうち、自主財源が50億2,600万円で16.4%、依存財源が256億4,700万円で83.6%である。とくに、地方交付税が144億2,245万円で47.0%を占めており、790都道府県市区中771である（みんなで作る地域・生活情報サイト【生活ガイド.com】（2016））。歳出では、投資的経費が54億2,738万円、17.7%である。

地方交付税への依存体質からの脱却は、困難であり、その比率はさらに高まるであろう。地方交付税がなく、自主財源のみで市政を運営するならば、本来の市行政は成り立たなくなるのは自明である。地方交付税への依存体質の転換をするべく多くの自治体で努力が行われているが、そこには限界も存在する。その限界を打破するためには、新しい考え方が必要であろう。対馬市では、この傾向に対して、対馬市では、「域学」という理念と実

践で新しい動きを展開している。域学連携とは、「学生や大学教員が地域の現場に入り、地域市民やNPO等と協働し、地域の課題解決または地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や地域の人財育成に資する活動」である（対馬市（2015））。その基本理念は、「地域と大学が連携し、相互に学び合うことで、対馬の新たな価値を創造し、持続可能な産業を創り出します。」である。基本理念を実現するための3つの域学連携の重要施策は、持続可能な資源利用による産業の活性化（持続可能な産業づくりの実践）と、地域づくりを担う人財の育成、対馬の付加価値をつける学術研究の実行である（図-4、図-5）。とくに対馬の魅力や、対馬学会等を通じて発信し、対馬の外の地域の人々にとっても付加価値のある対馬を創っていくというユニークなものである。これは、対馬において実践された「九学会連合」の歴史を継承するものといえる（坂野徹（2012））。

このような、域学連携の重要施策は、対馬に限ったものではなく、全国各地域で存在するものであり、対馬モ

デルは先駆例になるであろう。しかしながら、その特色は、狭義での「域学連携」を拡大し、広義での「域学連携」を実践していることにある（対馬市（2016））。

自治体財政のみならず行政の在り方が厳しく問われている今日において、その対策として多様性の発見とともに、独自性の発見が重要であり、持続性の確保のためには、地域という視点ではなく国家としての視点として学術的創造を前面に出すことも意義深い。このような、「域学」という新しい方式は、総務省の方策の活用であるとともに、意思を持つ大学若い人々の挑戦的な取り組みである。この動きは、展開しつつあり、持続可能性がある。一方、対馬は典型的な離島である。国土の重要な位置を占める離島に対して、離島振興法（昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号）が策定された^(註3)。その目的は「…地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずる…」であり、基本的政策は、今日の地方創生の原型とみることができる。

さらに、近年、対馬市においては、対馬が国境という地理的状況に関する課題が顕著になった。そのため、国境対馬振興特別措置法案が検討され、対馬全体の0.26%に及ぶ土地が韓国企業の所有となっており、それらの土地には自衛隊や海上保安庁の敷地に隣接するものも有り安全保障上の脅威と成り得るとの認識に立ち、かつ経済的に困窮している対馬の状況を改善する為には現行の離島振興法の適用のみでは不十分であるとして第1次産業や観光振興への特別措置、地方債（国境離島債）の創設を柱とすることが検討されている。このような、対馬という一離島という特殊条件だけで解決できるものではなく、国家的視点さらにはグローバルな視点で課題を構想しなければならない。一方、対馬周辺の漁獲高は近年急激に減少しており、そのため「海洋保護区」が検討されている。海洋保護区は、海の生物多様性の保全、持続可能な自然資源の利用を目指す区域であり、対馬暖流の流域での対馬・五島での海洋保護区設定・管理の検討では、既存の漁村の漁業活動を尊重しつつ、地域知の科学化、多様な主体による合意形成の方法論の開発を進めている（清野（2016））。この方式は、地域の独自の課題を、国際的視点とともに、科学者との協同というグローバルな視点により、地域の伝統産業を支えるという方式である。

地方創生の視点としては、地域の個別性・独自性の課

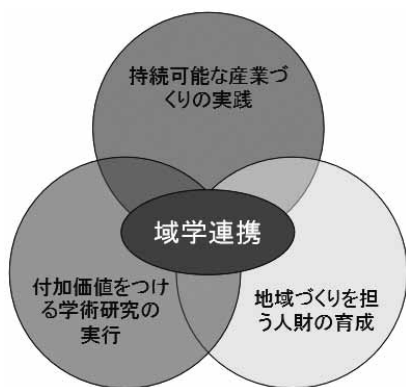


図-4: 「域学連携」の重要施策

出所: 文献 42 より

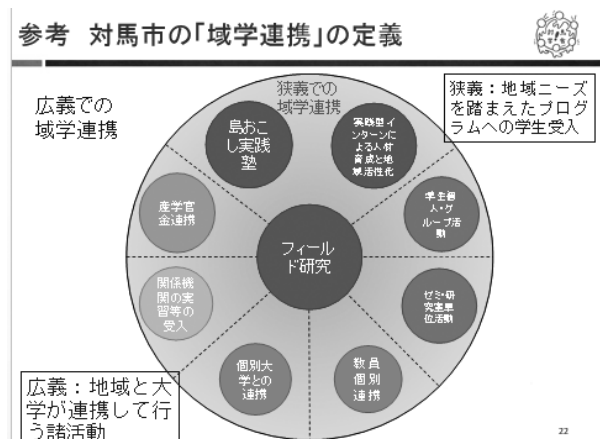


図-5: 対馬市の「域学連携」の特徴

出所: 文献 42 より

題に対して孤立的に解決策を探るのではなく、国家的位置づけおよび政治・経済・産業の視点のみならず学術研究的協同によるグローバル性を考慮したグローバル・サステナビリティの視点が重要である。

3.2. 九州経済戦略とアジア一番圏構想の現実

「アジア一番圏」構想（九州経済活性化懇談会（2005））が提唱されてから10年が経過した。

九州の域内総生産額（平成23年度、名目）は、43兆8,326億円で、全国の8.8%を占め、実質経済成長率（平成23年度）は1.7%と2年連続で前年比プラスである（九州・沖縄地方産業競争力協議会事務局（2013））。発展方策として、東アジアとの関係で競争力のある産業集積の維持・発展やヒト、モノ、カネ、情報が円滑に往き来し、活発にビジネスを行える環境の提供が必要である。

①ものづくり力の強化

研究開発・技術力の強化、知的財産権の戦略的活用促進、企業間連携など

②人材の育成・強化

製造中核人材の育成、小中学生向けのキャリア教育、留学生の活用支援など

物流機能の強化

③複合一貫輸送の拡大拡充、港湾空港の機能強化、荷主と物流の連携共同輸送など

④ビジネス環境の整備

海外高度人材の入国在留資格の要件緩和、アジアビジネスに対する支援強化など

「アジア一番圏」構想とは、九州が東アジアとの近接性を活かし、幅広い分野での課題解決の一翼を担っていくことを見越したアクションプランである。その内容は、九州は環境産業を始めとした多様な産業集積の実績があり、アジア諸国が抱える諸課題解決に貢献することにより、「日本の中でアジアと交流が盛んな圏域」を構築するというものである。また、その際の「圏域」とは、単なる人材や資本の通過点だけではない、実質的な中身のある交流とそのための実力を備えた「場」とであると定義される（九州経済活性化懇談会（2005）、加藤久明（2009）。「アジア一番圏」構想においては、日本の将来構想戦略の圏域を、地方としての「九州」ではなく、アジアとしての「九州」として位置づけ、そのための人材の育成・強化を強調していることであろう。そのため、

「工場」から「市場」へ深化するアジアビジネスをリードする人材の育成・活用

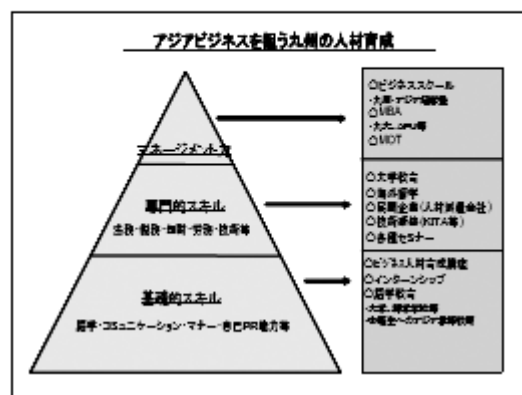


図-6：アジア人材育成・活用方策

出所：文献46より

国際大学である立命館アジア太平洋大学（2000年開学）の位置づけを明確にしている。現在、福岡市が経済成長の目玉として注目を浴びているが、これはアジアとの連携による成長も重要な要素であり、グローバル・サステナビリティの視点が重要である。

4. 地方創生方策としてのグローバル・サステナビリティ

地方創生は、緩慢な制約条件としての人口減少・高齢化、産業の衰退、インフラ整備の未対応等がるとともに、ショック的な制約条件として災害大国における首都直下型地震・南海トラフへの壊滅的な人的・国土被害による影響、さらにはアジア情勢や難民問題等の国際関係、そして気候変動などがある。地方自治体においても、企業におけるBCP（Business Continuity Plan）に対応した地方継続計画の策定が求められる。

今日においては、地方の課題は地球全体の課題に直結しており、域学連携・里海連携・プラチナ構想ネットワークのような人・組織連携を基礎としたローカルのサステナビリティを確立することがグローバル・サステナビリティの構築の基本となる時代になりつつある。

グローバル・サステナビリティの理論としては、「環境資源制度の構築と、経済的、社会的な発展あるいは格差という問題を統合的に解決する理論、方向性」（植田和弘（2010））としてとらえることができ、「環境経済戦

略の具体化だけでなく、雇用・社会保障や地域経済、あるいは日本の産業のあり方について戦略的構築が重要であろう（植田和弘（2010））。

サステナビリティ評価における考え方として、「強い持続可能性」すなわち、「自然資本は人口資本と代替性を持たない。環境の状態は維持もしくは改善されるべきである。」と「弱い持続可能性」すなわち、「環境は人口資本によって代替できる。」がある（E. Neumayer（2003）、（上須道徳（2011）））。人口資本が確実に減少化傾向にある日本における地方創生の議論においては、「強い持続可能性」の視点で、グローバル・サステナビリティの理論構築を創出することが今後の課題であろう（佐々木健吾（2010））。

地方創生方策としてのグローバル・サステナビリティの視点として、次の3点での施策の展開が求められる。

- ①地域資源を生態系サービスとして再評価する。
- ②地域資源をローカルな位置づけのみならず、国家的位置づけにより、グローバル・サステナビリティの可能性について検討する。
- ③2066年（50年後）の人口シミュレーションを行い、人口現象（減少・高齢化）に依拠しない地域資源に立脚した地方創生プランの計画を策定する。

以上の施策は、今後ますます孤立を深めるローカルとしての地方の発想を、グローバルの課題として位置づけ、地方創生を図るための課題である。

謝辞

本論文は、日本経済政策学会第73回全国大会（於：九州産業大学：2016年5月28日）における共通論題講演、仲上健一「地方創生のためのグローバル・サステナビリティ」の報告原稿を基本としている。なお、本研究は平成26～30年度環境省研究総合推進費による戦略的開発領域S13「持続可能な沿岸海域実現を目指した沿岸海域管理手法の開発」の一部であることを付記する。

注

注 1

- 行動 1-1 地方回帰の意識の醸成を図る情報発信の強化や、地方への移住希望者の受入支援体制の強化などにより、地域の魅力を伝え、あらゆる年代の地方回帰の加速化を図る
- 行動 1-2 企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化の促進により、若者を中心とし人口の流出防止・定着につなげる
- 行動 1-3 地方の大学、出身地や就学地における企業等と連携して、地方の大学の活性化や地元企業への就労機会の拡大を図るなど、若者の地方への定着に向けた取組を推進する
- 行動 2 政府関係機関の地方移転に係る提案募集に応え、地方への機関移転を実現する
- 行動 3-1 地域における創業や新事業の展開、地域資源を活用した研究開発等の促進により、産業の競争力を強化し、雇用の維持・拡大を図る
- 行動 3-2 世界を視野に入れた農林水産資源のブランド力強化、農林水産業の6次産業化の促進等により、農林水産業を成長産業に発展させる
- 行動 4 産業人材の育成と若者等への就労支援により、地方創生を担うひとをつくる
- 行動 5-1 地域の伝統・文化・芸術など、個性あふれる地域資源を最大限に活用する
- 行動 5-2 地域の観光資源に磨きをかけ、情報発信していく取組や外国人観光客をはじめとした観光客の受入環境の整備等により、観光の基幹産業化を図る
- 行動 6-1 結婚、妊娠、出産、子育て等のライフステージの各段階に応じて、地域の実情に即した切れ目のない対策を進め、安心して結婚・子育てできる環境づくりに取り組む
- 行動 6-2 多子世帯等に対して、国の制度では対応できていない経済的な支援等を実施することにより、子育て世帯の負担軽減を図る
- 行動 6-3 子育て等における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて、地域企業の取組を推進するとともに、地域全体の意識の醸成を図る
- 行動 7 連携中枢都市圏・定住自立圏の構築の推進や、日常生活に必要な機能・サービスを確保・集約する、集落の維持再生に向けた小さな拠点づくり、ネットワークづくり等の推進により、魅力的かつ力強い地方を形成する

注 2

東日本大震災による南三陸町の被害
(南三陸町ホームページより) : <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/17,181,21.html>

人的被害

- ・死者 620 人(直接死 600 人(うち町民の方 551 人、町外の方 48 人、不明 1 人)、間接死 20 人)
- ・行方不明者 212 人(うち町民の方 211 人)

建物(住家)被害

- ・全壊 3,143 戸(平成 23 年 2 月末日現在の住民基本台帳世帯数の 58.62 パーセント)
- ・半壊、大規模半壊 178 戸(平成 23 年 2 月末日現在の住民基本台帳世帯数の 3.32 パーセント)
- ・半壊以上の計 3,321 戸(平成 23 年 2 月末日現在の住民基本台帳世帯数の 61.94 パーセント)

公の施設など主要公共施設の被害

- ・戸倉地区内の被災施設 戸倉保育所、戸倉小学校、戸倉公民館、自然環境活用センター、波伝谷地区漁業集落排水処理施設
- ・志津川地区内の被災施設 役場(行政第 1 庁舎、行政第 2 庁舎及び防災対策庁舎)、志津川保健センター、ボランティアセンター、デイサービスセンター、上下水道事業所、荒砥保育園、志津川公民館、図書館、海浜高度利用施設(海浜センター)、公立志津川病院、地方卸売市場、街なか交流館、袖浜地区漁業集落排水処理施設、本浜公園、松原公園、上の山緑地、せせらぎ公園
- ・歌津地区内の被災施設 歌津総合支所、歌津保健センター、名足小学校、水産振興センター(魚竜館)

注 3

離島振興法(昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号)

(目的) この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

参考文献

- 総務省（2016）、「平成27年国勢調査人口速報集計結果 要約」、平成28年2月26日
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/pdf/youyaku.pdf>（2016年3月12日アクセス）
- 国土交通省（2016）、「全国総合開発計画（概要）の比較」、インターネットで見る国土計画、資料アーカイブより、
http://www.kokudokeikaku.go.jp/document_archives/ayumi/21.pdf（2016年3月12日アクセス）
- 伊藤敏安（2003）、「地方にとって“国土の均衡ある発展”とは何であったか」、地域経済研究、第14号、2003年3月
- 小山 陽一郎（2011）、「全国総合開発計画とは何であったのか。【前編】」、土地総合研究 2011年春号、「全国総合開発計画とは何であったのか。【後編】」、土地総合研究 2011年夏号
- 内閣府（2015a）、『地域の経済2014 第2章 地方の人口動向と活性化に向けた取組』、平成27年1月27日、
http://www5.cao.go.jp/jj/cr/cr14/pdf/chr14_2-1.pdf（2016年3月12日アクセス）
- 水産庁（2011）、「水産庁水産政策審議会 第33回 企画部会、「水産業をめぐる情勢の変化」資料2-4、平成23年7月
- 日本創成会議・人口減少問題検討分科会（2014）、「成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」」、平成26年5月8日
- 閣議決定（2015）、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015 - ローカル・アベノミクスの実現に向けて -」平成27年6月30日
- 全国知事会（2015）、「全国知事会（2015）平成27年7月28日、29日、資料1-3、「地方創生行動」リスト（案）」
- 内閣府（2015b）、「平成27年版高齢社会白書（平成27年6月12日）」
- Millennium Ecosystem Assessment（2007）、『国連ミレニアム エコシステム評価 生態系サービスと人類の将来』横浜国立大学21世紀COE翻訳委員会責任翻訳、オーム社、2007年。
- Robert Costanza et al.（1997）.“The value of the world’s ecosystem services and natural capital” NATURE, VOL 387, 15 MAY 1997, 253-260.
- 林野庁（2000）、「林野庁の森林の公益的機能の評価額について」、プレスリリース、平成12年9月6日、
<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/9gatu/kinou.html>
- 瀬戸内海研究会編（2007）、『瀬戸内海を里海に』、恒星社厚生閣、2007年1月
- 柳哲雄（1998）、「沿岸海域の「里海」化」、水環境学会誌、21、No.11、1998年11月
- 柳哲雄（2016）、「里海の現代的意義」、環境技術、Vol.45、No.3、2016年3月
- 小松輝久・寺内元基・太齋彰浩・青木優和・名倉良雄・佐々木久雄・辻本良・佐々修司・阪本真吾・柳哲雄（2014）、「東日本大震災からの沿岸漁業復興を目指す志津川湾藻場再生への取り組み」、沿岸海洋研究 第52巻、第1号、103-110、2014年1月
- 吉岡泰亮、小幡範雄、仲上健一（2015）、「沿岸域の適正管理に関する研究 - 宮城県南三陸町志津川地区におけるアンケートを事例として -」、水資源・環境学会 第32回研究大会
- 読売新聞（2016）、「南三陸の養殖場に国際認証」、2016年3月31日朝刊
- 仲上健一他（2016）、「沿岸域の生態系サービスを軸とした沿岸域管理」、環境技術、Vol.45、No.3、2016年3月
- Sakurai, Ryo, Takahiro, Ota, Takuro, Uehara, & Ken'ichi, Nakagami.（2016）. "Factors affecting residents' behavioral intentions for coastal conservation: Case study at Shizugawa Bay, Miyagi, Japan" Marine Policy 67: 1-9.
- 環境省・里海ネット（2016）、
<https://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/01.html>（2016年4月3日アクセス）
- 厚生労働省（2015a）、「新水道ビジョン」、平成25年4月
- 厚生労働省（2015b）、「厚生労働省健康局水道課 水道計画指導室長高澤哲也、「水道事業における広域化・公民連携方向性」、公民連携定住対策推進自治体連絡会第3回講演会、平成27年1月29日（木）」
- 厚生労働省（2010）、「水道行政の最近の動向について、平成22年度水道関係予算（案）について」
- 仲上健一（1998a）、「社会資本整備とライフサイクルコスト - 下水道維持更新時代にどう対応するか -」、月刊下水道、1998年3月
- 仲上健一（1998b）、「下水道ネットワークシステムの費用便益分析」立命館経済学（第47巻・第5号）、1998年12月
- 満田誉（2015）、「パネルディスカッション『地方自治の論点』資料、国際公共経済学会第30回研究大会、2015年12月5日
- 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局（2015）、「まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」」、2015年2月13日
- 財務省（2016年）、「平成28年度予算のポイント」、
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/01.pdf（2016年4月3日アクセス）
- 内閣府地方創生推進室（2016）、「新型交付金（「地方創生推進交付金」）の取扱い（案）について」、平成28年1月14日
- 和田尚久（2015）、「パネルディスカッション『多様な自治体が期待される役割と向き合う課題 - 政令指定都市の目指す方向性 -』資料、国際公共経済学会第30回研究大会、2015年12月6日
- 総務省（2007）、「ふるさと納税研究会報告書」、平成19年10月

34. 環境省 (2012)、環境基本計画、平成 24 年 4 月 27 日
35. 環境省中央環境審議会 (2015)、第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について、平成 27 年 12 月
36. 閣議決定 (2016)、科学技術基本計画、平成 28 年 1 月 22 日
37. 日本商工会議所 (2015)、「地方創生に向けた『第 5 期科学技術基本計画』のあり方に関する 7 つの提言」について、2015 年 10 月 15 日
38. 文部科学省 (2015) 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム
http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/program/1367366.htm、(2016 年 4 月 12 日アクセス)
39. 対馬市 (2015a)、対馬市長期人口ビジョン (平成 27 年 12 月)
40. 対馬市 (2015b)、「対馬市のしごと 平成 27 年度の予算」、2015 年 5 月
41. みんなでつくる地域・生活情報サイト【生活ガイド.com】(2016)、http://www.seikatsu-guide.com/area_ranking/
(2016 年 4 月 11 日アクセス)
42. 対馬市新政策推進課 (2016)、「対馬市域学連携地域づくり推進事業について」
43. 坂野徹 (2012)、「九学会連合と「国土」」、『産業経営プロジェクト報告書「産業振興と地域社会」』第 35 巻、2012 年、1-15 頁。
44. 対馬市 (2016)、「対馬市域学連携地域づくり推進事業について」2016 年 2 月 4 日、ヒアリング資料より
45. 清野聡子、「海洋保護区の計画、管理と持続可能な利用」、環境技術、Vol.45. No.3, pp.138-145、2016 年 3 月
46. 九州経済活性化懇談会、九州経済産業局 (2005)「アジア一番圏」の実現に向けて－アジアワイドでの九州経済活性化に向けた戦略－、経済産業省九州経済産業局、平成 17 年 5 月
47. 加藤久明 (2009)、「国家間連携としての「国際互惠」－持続可能な圏域構築に必要とされる社会関係資本構築に向けて－API Working Papers 第 3・4 巻合併号、2009 年 12 月 25 日
48. 九州・沖縄地方産業競争力協議会事務局 (2013)、「九州経済の現状と課題」、平成 25 年 11 月 19 日
49. 植田和弘 (2010)、国際公共経済学会、シンポジウム「グローバル・サステナビリティの構築」、2010 年 12 月 5 日、立命館大学、国際公共経済研究第 22 号、pp.209-239、2011 年
50. 上須道徳 (2011)、「サステナビリティの研究、評価と経済学の役割国際経済」、Vol.2011 No.62 pp.47-63
51. Neumayer E. (2003), Weak versus strong sustainability: exploring the limits of two opposing paradigms. Second Edition, Edward Elgar, Cheltenham, UK
52. 佐々木健吾 (2010)、「サステナビリティはどのように評価されるのか－弱い持続可能性と強い持続可能性からの検討－」、名古屋学院大学論集社会科学篇第 46 巻第 3 号、2010 年 1 月